

富谷市ふるさと寄附要綱

(設置)

第1条 この要綱は、ふるさと納税制度の施行に伴い、富谷市のまちづくりに共感を持つ方（以下「寄附者」という。）からのふるさと納税（以下「寄附金」という。）を財源として、寄附者が指定する事業を実施することにより、住みたくなるまち日本一のまちづくりに資することを目的とする。

(寄附金の使途指定等)

第2条 寄附者は、自らの寄附金を次の各号に定める事業（以下「指定事業」という。）のうち、いずれに充てるかをあらかじめ指定できるものとする。

(1)暮らしを自慢できるまちづくり事業

（農業・商工業・観光振興、道路整備、公園整備、公共交通整備に関する分野）

(2)教育と子育て環境を誇るまちづくり事業

（教育・子育て環境の整備、生涯学習・スポーツの推進、芸術・文化の振興に関する分野）

(3)元気と温かい心で支えるまちづくり事業

（高齢者支援、障がい者支援、健康・保健に関する分野）

(4)市民の思いを協働でつくるまちづくり事業

（安心・安全なまちづくり、省エネ・省資源・資源循環、市民参加・住民協働に関する分野）

(5)とみやスイーツ基金事業

（「とみやスイーツ基金」へ積み立て、「とみやスイーツ」を用いた子どもたちの教育活動や健全な育成の推進に資する各種事業に活用）

2 指定事業の指定がない寄附金については、総合計画推進の課題に応じて市長が事業の指定を行うものとする。

(寄附金の管理)

第3条 寄附金は速やかに各会計に歳入し管理するものとする。

(寄附金の受け入れ)

第4条 寄附金の受け入れは、隨時行うものとする。

2 寄附金は、寄附申込書（様式第1号）により受けるものとする。ただし、インターネットを経由した申込みによりふるさと納税寄附に係る寄附者の意向を確認することができる場合は、この限りでない。

(寄附金台帳の整理)

第5条 寄附金の適正な管理を図るため、寄附金台帳（様式第2号）を整備するものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 21 年 3 月 31 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 10 月 10 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 9 月 4 日から施行する。